



## 2020JR総連春闘勝利！ シリーズ⑦

2020年度賃金引き上げ夏季手当第5回団体交渉

**社員の健康管理の拡充！**

**専任社員の労働条件・**

**雇用条件の改善等を追及！**

本部は3月6日、「2020年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第22号）に基づく第5回団体交渉を開催し、SASの検査や人間ドックの受検、専任社員の雇用条件及び労働条件、その他について議論しました。

本部は、「SASの検査等について、業務上必要な治療や器具については全額、会社負担にするべきだ！」「脳ドックは、35歳以上の社員は全社員が受検出来るようにするべきだ！」「専任社員の雇用条件及び労働条件を改善するべきだ！」「在宅休養時間の厳守！」「適正な要員の配置！」「シニア契約社員制度の改善！」など会社を追及しました。

会社は、「社員の健康管理は本来、自助努力で行われるべきである」「専任社員の雇用条件は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に基づくものであり、会社が継続雇用上で重要かつ適切な基準として設けていたものである」「在宅休養時間については、乗務割交番作成上での定めであり、予備勤務者について適用となるものではない」など、現場で働く者の気持ちを全く考えない姿勢に終始しました。

本部は、このような会社の誠意のない姿勢を許すことなく、労働条件の改善に向けて闘います。